

作業別安全就業基準IV（作業名 ビル清掃）
その1

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3 服装は、常に衛生的に心掛け、汚れているものは洗濯して、使用すること。 4 長いひも類、装飾品は、身に着けないこと。 5 作業は、正しい姿勢で、落ち着いて行うこと。 6 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。 7 洗剤等を使用する場合は、滑りやすくなるので、履物は、滑り止めのあるものを使用すること。 8 洗剤の調合等は、ゴム手袋を使用すること。 9 洗剤や薬品を使うときは、性質がいろいろあるので、使用上の注意事項を確認し、正しく使い、目に入ったら、すぐ多量の水で洗うこと。 10 洗剤のガスは、吸い込まないようにすること。 場合によっては、保護具を着用すること。 11 作業中は、発注者が用意している場合は「清掃中」の看板を立てておくこと。 12 作業に使用した機械や資材は放置しないで、作業をしやすく常に整理整頓に心掛けること。 13 重量物の取扱いは、特に慎重に行うこと。 14 機械器具の故障その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、センターに連絡すること。 15 仕事の後には、必ず手や顔を洗うこと。 16 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。	作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク
床の清掃作業	1 洗剤や床維持剤の液は、特に滑りやすいから注意すること。 2 作業中は、滑り止めの靴を履くか、滑り止めカバーの類を使用すること。 3 作業に当たっては、滑りやすくなっているので、急ぐときでも走らないこと。	作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク
窓ガラスの洗浄作業	1 ガラス部に手をついたり、ガラス部で身体を支えたりしないこと。 2 窓等の開閉には十分注意して作業を行うこと。 3 無理な姿勢で作業しないこと。	作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク
清掃用機械器具の使用作業	1 電気機械の使用 (1) 濡れた手で取り扱わないこと。 (2) コードやプラグの傷んだものは使わないこと。 (3) スイッチの切り入れやコンセントの差し込み、引き抜きは、慎重に行うこと。 (4) 故障の機械を無理に使わないこと。 2 ポリッシャーの使用 (1) 作業に合った大きさのポリッシャーを選んで、作業すること。 (2) ハンドルを両手でしっかり持って操作すること。	作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク

作業別安全就業基準IV（作業名 ビル清掃）
その2

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
脚立等使用作業	<p>1 1.5m以上の高所作業中は、安全帯及びヘルメットを着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</p> <p>2 踏み台や脚立等は、不安定な場所に立てないこと。</p> <p>3 踏み台の上に更に踏み台を重ねたり、脚立等を立てたりして作業を行わないこと。 踏み台の代わりに回転椅子、折りたたみ椅子は絶対に使用しないこと。</p> <p>4 資材や器具が上から落下しないように気をつけること。</p> <p>5 脚立等の使用 (1) 丈夫な構造のものを使用すること。 (2) 安定した水平な床面で使用すること。 (3) 開き止めを確実に掛け、使用すること。 (4) 飛び降りないこと。 (5) 脚立等上では、無理な姿勢で作業しないこと。</p> <p>6 梯子の使用 (1) 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 (2) 滑り止めのあるものを使用すること。 (3) 不安定などろに掛けないこと。 (4) 滑る床の上に立てないこと。 (5) 踏み台の上に立てないこと。 (6) 立て掛けの角度を床に対して75度以下にすること。 (7) 安定を確かめてから登ること。 (8) 飛び降りないこと。 (9) 梯子上では、無理な姿勢で作業しないこと。</p>	ヘルメット 保護帽 作業服 滑り止め靴 手袋 安全帶